

今年の梅雨について、気象台の長期予報によれば、五月中旬の入梅から梅雨あけまでの三ヶ月間について、「梅雨は陽性型で、中休みののち、後半には局部的にどつと降る豪雨に警戒すること」と発表されている。毎年、この時期には年中行事のように大災害に見舞われる本県では、県、各地区の水防管理団体、県警察、陸上自衛隊、その他関係機関が、早くから緊密な連携をとりながら、それぞれ水防、災害救助態勢をたてゝいる。そこでこのうちから、県、県警察、および陸上自衛隊の態勢について御紹介しよう。

(カット写真は昨年七、二六災害の際、河内芳野村にて写す)

## 熊本県

### 充実した水防倉庫

#### 各県事務所に水防区本部

##### 特殊な気象条件

熊本県は古くは大正三年、昭和二年の潮害の惨状近くは昭和二十四年の県南部、二十五年の天草郡方面の被害、二十八年及び三十二年の本県未曾有の洪水禍等、常に高潮と洪水の脅威に曝されている。

る状態です。

本県東部の県境は例年台風の進路に当たり、又、雨季には梅雨前線が停滞するのが常であるという特殊な気象条件下にあり、然も延長八二〇糠に及ぶ海岸線と、阿蘇の火山灰により構成されている特殊な地帯を擁している為に、水防の使命も

又、大きいのです。

本県では水防法が昭和二十四年八月施行されて以来、水防態勢も着々と充実しつゝあります。が、自然の猛威の前には未だ完璧とは云い得ない現状で、水防管理団体(市町村長がその長となる)はもとより、関係官公署、会社団体の尚一層の研究と努力が求められるわけです。

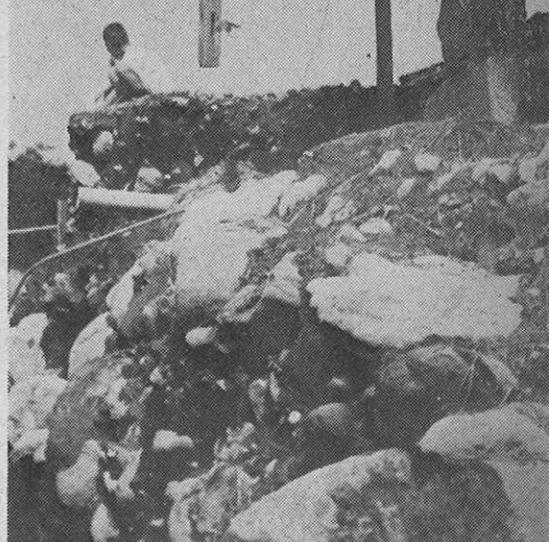
水防計画も、これまで、一昨年よりは昨年、昨年よりは今年と毎年進歩改善を加え、今年の水防計画も既に県水防協議会の審議も経て既に樹立し、水防態勢を一層強化する様とめたのですが、ほんとうの成果は何と云つてもその運用と活動の如何によるものです。そこで県の今年

度の水防態勢について説明しましょう。

#### 水防情報のしう集は

気象予報は熊本地方気象台長が発令するもので、その種類は「気象注意報」と「気象警報」との二種にわかれます。気象注意報は異常な気象によって思われぬ災害を受ける慮がある場合に、一般にそれを予報して注意を喚起させるもので、例えば風雨注意報、強風注意報、大雨注意報等です。「気象警報」は非常に大きな災害が起る慮のある場合に、一般にそれを警告して警戒を促すもので、例えば暴風警報、大雨警報、暴風雨高潮警報等です。

# 雨季迫る



昨年7月・天水村にて

次に、水防情報はどの様にして集めているかといいますと、熊本気象台長から気象予報の通知がありますと、水防本部はこの情報を、各県事務所内に設けられた「水防区本部」を通じて各指定「水防管理団体」又は「町村」及び「水位・雨量・汐位の各観測人」へ通知します。又、この逆コースで水防本部へ水防のいろんな情報が送られます。

特に量水標の水位観測人は、水防本部から要求があつたり、又は決められた通報すべき水位に達しましたら、一時間毎に所轄水防区本部へ報告し、又必要ある

★  
「水防活動開始！」  
水防管理団体は、気象台の気象注意報や気象警報を、ラジオその他一般通信及び水防本部、水防区本部より連絡を受けますが、気象注意報を受けた場合や洪水のおそれのある場合は、第一段階として計画した人員を召集して堤防等の監視と警戒配置につき、更に増水して警戒水位に達したときは第二段階として計画した

人員を配置につけると共に器具資材を整

所内の水防区本部に連絡すると共に、水防團長の指揮により、水防倉庫の器具資材で毎年各水防区本部及び水防管理団体で練磨し熟練しておられる各種水防応急工法をするわけです。例えば溢水を防止する時よく用ひます「積土俵」とか、激流の為堤防に崩壊を生ずるとき水の流れを緩和して崩壊の拡大を防止する時用ひます「木流し」又は「竹流し」とか、水が堤防に当り堤防が洗掘を生じるとき

は川表に延を張る「延張り」とか川裏に

危険箇所を発見したら、直ちに県事務所に水防区本部に連絡すると共に、水防活動のいろいろ

#### 水防の責任を明確に

水防の責任と居住者等の義務について水防法第三条第十七条により次の通り水防上の責任を果さなければならないとしてあります。先づ県の責任としては、県内における水防管理団体が行う水防が充分行われる様に指導と水防能力の確保にとめるとなつており、水防管理団体(市町村長がその水防管理団体の長とな

る)の責任として、水害予防組合はその